審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　農林水産部 生産者支援課

法令名	水産業協同組合法施行規則	法令番号	平成 20 年農林水産省令第 10 号
手続名	業務報告書の提出の延期の承認	根拠条項	第２０５条第７項

審査基準	
	第２０５条第９項の規定によることとする。

受付機関	生産者支援課	処理機関	生産者支援課	交付機関	生産者支援課	標準処理期間	１月	目次№	1
						標準経由期間	日		